浦安市営住宅の入居承継の許可に関する要綱の制定（案）について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和８年 11 月 10 日（火）～12 月９日（水）

浦安市都市政策部　住宅課

意見募集概要

１.件名

浦安市営住宅の入居承継の許可に関する要綱の制定（案）について

２.概要

市では、浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の適正な運用を行う上で、同条例第 16 条及び同規則第 12 条にかかる承継制度について、真に住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、公平性を担保することを目的に認定基準を定めます。

このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

３.資料

浦安市営住宅の入居承継の許可に関する要綱の制定（案）

４.担当課

浦安市都市政策部住宅課

５.募集期間

令和８年 11 月 10 日(火曜日)～12 月９日(水曜日)

６.資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室（市役所 10 階）、住宅課（市役所６階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

７.提出方法

令和８年 12 月９日(水曜日)（消印有効）までに、以下の方法により提出。

① 直接提出　書面にまとめたものを住宅課へ

② 郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501　浦安市役所 住宅課へ

③ ＦＡＸ・Ｅメール

タイトルを「浦安市営住宅の入居承継の許可に関する要綱の制定（案）について」とし

FAX 047-353-4378、メール jyutaku@city.urayasu.lg.jp へ

※　匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。